

令和4年(厚)第695号

令和5年7月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消し、再審査請求人に対して、障害手当金を支給する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、聴覚障害(以下、「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症(年金請求日)による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。))又は障害手当金の支給を請求した。

2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付で、請求人に対し、本件傷病の障害の程度は、障害年金1級及び2級の対象となる障害(国民年金法施行令別表に規定)並びに障害年金3級の対象となる障害(厚生年金法施行令(以下「厚年令」という。))別表第1に規定)に該当せず、障害手当金の対象となる障害(厚年令別表第2に規定)に該当するが、本件傷病の初診日から起算して5年以上を経過した日が、その傷病が治った日(症状が固定した日)に該当するため支給できないとの理由により、障害給付及び障害手当金を支給しない旨の処分(以下、「原処分」という。))をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 障害手当金は、厚年法第55条第1項において、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給するとされており、厚年令第3条の9によると、厚年法第55条第1項に規定する政令で定める程度の障害の状態は、厚年令別表第2に定めるとおりとするとなっている。また、厚年法第47条第2項によると、障害厚生年金が支給される障害の状態である障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとされており、厚年令第3条の8によると、厚年令第47条第2項に規定する障害等級の状態は、3級については厚年令別表第1に定めるとされており、厚年令別表第1に「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの(14号)」が規定されている。

2 本件の場合、請求人の本件傷病に係る初診日が請求人の厚生年金保険の被保険者期間であった平成○年○月○日であること、及び請求人が納付要件を満たすことについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2記載の理由により原処分を行ったのに対し、請求人はそれを不服とし、請求人の請求日における本件障害の状態(以下、これを「本件障

害の状態」という。)は、「傷病が治らないもの」であり、厚年令別表第1に定める3級14号に該当すると主張していることから、本件の問題点は、同号に定める「傷病が治らないで」という文言の意味内容いかん(当該傷病の症状が固定している場合を含むかどうか)であり、次に、請求人の本件傷病が治っていない(症状が固定していない)状態であるかどうかであり、治っている場合は、初診日から起算して5年を経過する日までの間において治って(症状が固定して)いると認定することができるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 「略」

2 「略」

3 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国民年金法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考ええるものである。そして、その第1には、障害認定に当たっての一般的事項が、第2には障害認定に当たっての基本的事項が、また、第3第1章には各種の障害ごとに認定の基準と要領が示されている。

(2) 本件の場合、請求人の本件傷病による障害は、聴覚の障害と認められるから、第1章「第2節／聴覚の障害」に定められているところによってその程度を認定するのが相当であるところ、前記のとおり、本件障害の状態は、一耳の平均純音聴力レベル値が80デシ

ベル以上であり、厚年令別表第2に定める障害手当金に相当する「一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの」に該当する程度と認められる。

(3) 障害認定基準の「第1 障害認定にあたっての一般的事項」の「5 傷病が治った場合」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされ、傷病の症状が固定した場合も含まれるものとされている。そして、

厚年令別表第1の14号の「傷病が治らないで」という文言及び厚年法第55条第1項の「その傷病の治った日」については、障害認定基準の上記定義に沿った解釈がされるべきである。

(4) 資料によると、本件傷病は傷病が治っていないとされ、症状のよくなる見込みは無とされていることから、請求人は、本件傷病は初診日(平成〇年〇月〇日)から起算して5年以上経過した本件診断書の現症日である令和〇年〇月〇日において症状が治っていない状態であり、厚年令別表第1の14号に該当しているとして、障害等級3級の障害厚生年金の支給を主張しているところ、資料から、令和〇年〇月〇日(〇/〇/〇)以降、初診日から起算して5年以内である令和〇年〇月〇日(〇/〇/〇)までの長期にわたって、右耳の平均聴力レベルは、80デシベル以上であること、しかも、令和〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の右耳の各平均聴力レベルの数値は、現症日における数値とさほど違いがないことから、本件傷病の状態は、初診日から起算して5年以内に「一耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上」で固定していたとすることが相当である。

そうすると、上記(3)の解釈を採

用し、厚年令別表第1の14号の解釈において、傷病が治った場合にはその症状が固定した場合も含まれるとする以上、本件傷病は、上記の時期に治っているとすべきであるから、本件診断書の現症日である令和〇年〇月〇日において症状が治っていない状態であったとする請求人の主張は認めることはできない。

- (5) 他方、本件傷病による障害の状態は、本件傷病の初診日から起算して5年以内である令和〇年〇月〇日以降「一耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上」を維持しており、請求人の左耳の平均聴力レベルの数値にも照らすと、前記の障害の状態は障害手当金の対象となる障害に該当するものというべきである。これによれば、本件傷病の初診日から起算して5年以上を経過した日が、その傷病が治った日（症状が固定した日）に該当するためとの理由により、障害手当金を支給しないとした原処分は誤りであり、本件障害について障害手当金の請求をする前提要件を欠くものとは認められない。したがって、障害手当金を支給しないとした原処分は妥当でないから取り消すこととし、主文のとおり裁決する。